

愛媛県食の安全安心推進条例に基づく  
食品等の自主回収報告制度の手引き

愛 媛 県

## 1 自主回収報告制度の趣旨

自主回収報告制度は、愛媛県食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）第22条及び第23条に基づく制度であり、食品関連事業者が自主的に行う食品等の回収の内容について、県の機関（保健所等）へ報告し、当情報を県が県民へ広く提供することにより、回収が促進され、県民と事業者との信頼感がより高まることを期待しています。（平成21年10月1日施行）

### ○愛媛県食の安全安心推進条例（抜粋）

#### （自主回収報告制度）

第22条 食品関連事業者（食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売する事業者に限る。以下この条から第24条までにおいて同じ。）は、県内において、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したとき（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）は、直ちに、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。ただし、食品関連事業者が食品衛生法に基づく条例の規定により報告するときは、この限りでない。

2 知事は、前項本文の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、当該食品関連事業者に対し、回収の措置に関する指導その他の必要な指示をすることができる。

3 第1項本文の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

#### （自主回収の公表等）

第23条 知事は、前条第1項本文若しくは第3項の規定による報告又は食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第1の1の項(11)イの規定による報告があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、当該報告に係る情報を関係行政機関の長に提供しなければならない。

### 【自主回収報告制度のメリット】

#### （1）事業者のメリット

- ・ 県を通じて広く周知されることにより、製品の回収効率が向上する
- ・ 県民の事業者に対する信頼感が高まる

#### （2）県民のメリット

- ・ 食品の自主回収に関する最新情報が入手できる

## 2 自主回収報告制度の概要

### (1) 当制度の概要

当制度では、食品衛生法など食品関連法令に違反又はそのおそれがある場合に事業者が行う食品等の自主回収に関し、その内容を県に報告することを義務づけ、県は当該情報を県のホームページ（えひめ食の安全・安心情報）で公表します。

また、回収終了時にもその旨を報告することにより、回収された食品等が再び県民の手に渡ることがないように、行政が確認します。

### (2) 「自主回収」とは

当制度における「自主回収」とは、食品関連事業者が県内において生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した「食品等」について、同事業者が自ら食品関連法令違反又はそのおそれがあることに気づき、自らの判断で回収を決定し、着手することです。したがって、法令に基づく命令又は書面による指導を受けて行う回収については対象外となります。

なお、当制度は、自主回収の「報告」を義務付けるものであり、自主回収そのものを義務付けるものではありませんが、自主回収が必要な事態が発生した場合には、最寄りの保健所等へご一報ください。

### (3) 報告対象となる「食品等」の範囲

当制度で報告を求める自主回収の対象となる「食品等」は、下表に掲げるとおりです。

種 類	定 義
食 品	全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除き、その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）
添加物	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物
器 具	食品衛生法第4条第4項に規定する器具
容器包装	食品衛生法第4条第5項に規定する容器包装

#### (4) 報告対象者について

当制度における報告対象者は、「県内において、食品等を（主体的に）生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品関連事業者」と規定されております。具体的には、以下の要件に該当する、県内に本社又は生産等拠点（支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、小売店舗、卸売拠点、倉庫、ほ場（耕作地）、養殖場等）のある方が対象となります。

- ①農林水産物の生産・採取・販売者及びその団体
- ②食品等の製造者、輸入者、加工者及びその団体
- ③製造者の製造所固有記号に係る販売者
- ④商品に自社（自店）名を冠する販売者（プライベートブランド等）
- ⑤その他対象となる事業者

#### (5) 報告が義務付けられる回収理由

当制度で報告を義務付けている自主回収の理由は、食の安全安心の観点から、以下の食品関係法令に違反又はそのおそれがあり、商品が不特定多数の県民へ販売され、県民に対し、新聞、テレビ、インターネットなど公共的な媒体による告知により広く回収を呼びかける場合です。

- ①食品衛生法
- ②健康増進法
- ③農薬取締法
- ④農林物資の規格化等に関する法律
- ⑤飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ⑥医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（動物用医薬品に関するものに限る。）
- ⑦不当景品類及び不当表示防止法
- ⑧計量法
- ⑨米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
- ⑩食品表示法

なお、以下の場合には、当制度の趣旨から、報告の必要はないものとします。

- ①当該食品等が県内に流通していない場合
- ②当該食品等が県民（食品関連事業者を除く。）に販売されていないことが明らかな場合
- ③販売先が特定されており、特段の周知を行わなくても全製品の回収が可能な場合
- ④食の安全安心と何ら関係のない理由による自主回収（品質上（安全面での品質を除く。）の問題で回収する場合や在庫調整のための回収など）

### 3 報告する事業者

#### (1) 同一事業者の中で自主回収に係る事業所が県内に複数ある場合

当制度に基づく自主回収着手報告書の報告者は事業者（本社）ですが、報告書の提出先は、同一事業者の中で当該自主回収を主体的に行う事業所を管轄する保健所等となります。

- ・「本社」及び「生産等拠点」が両者とも県内にある場合、自主回収を主体的に実施するのが生産等拠点であれば、報告書提出先は、生産等拠点を管轄する保健所等となります。

#### (2) 当該自主回収に係る事業者が複数ある場合

「生産等拠点」と「製造者の製造所固有記号に係る販売者」が両者とも県内に存在する場合、商品に自社（自店）名を冠する販売者（プライベートブランド商品）が県内に複数ある場合には、事業者同士で相談の上、当該自主回収を主体的に行う事業者が報告してください。

報告にあたり、不明な点等がございましたら、最寄りの保健所等へご相談ください。

#### (3) 報告先

回収理由となる法律により、別紙機関が報告先となります。

なお、複数の法律にわたる違反またはそのおそれがある事例については、当該法律を所管するいずれかの機関へ提出してください（全関係機関へ提出する必要はありません）。

#### 4 自主回収着手報告書の提出

##### (1) 報告書の提出時期

回収に着手したら、速やかに報告してください。

なお、着手とは、自主回収することを決定し、回収に関する情報提供を行った時点です。

##### (2) 報告書の作成

報告書は、愛媛県食の安全安心推進条例施行規則（以下「規則」という。）の様式第1号に従って記入してください。

###### ○提出時に必要な情報

- 1 回収する食品等の商品名（名称）
- 2 回収する食品等を特定する情報  
回収する食品等の形態、内容量、期限表示、製造番号、表示事項等
- 3 生産等が行われた事業所等の名称及び所在地
- 4 回収する食品等の出荷年月日（販売年月日）、出荷先（販売先）及び数量  
記載欄が不足する場合は、別紙を添付
- 5 回収を開始した年月日
- 6 回収方法等  
回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収食品等の保管場所、回収終了予定時期等を記載
- 7 回収理由  
回収理由となる法律名及び回収する理由を記載
- 8 回収に至った原因  
回収理由に至った原因を記載（不明の場合は、その旨記載）
- 9 想定される健康への影響
- 10 担当者

##### (3) 報告に必要な添付書類

規則により以下の書類等が必要となります。なお、これらの書類等は、紙媒体のほか、電子データの提出（CD-ROM又は電子メール）をお願いします。

- 1 回収する食品等を撮影した写真があるときは、その写真
- 2 回収する食品等に表示事項があるときは、その表示事項を記載した書類
- 3 新聞、ラジオ、テレビ、インターネットその他の方法により広告する場合には、その内容を記載した書類

## 5 自主回収終了報告書の提出

### (1) 報告書の提出時期

回収が終了したら、速やかに報告してください。

なお、終了とは、事業者が把握している出荷先から回収し、所定の場所への保管を確認した時点です。

### (2) 報告書の作成

報告書は、規則の様式第2号に従って記入してください。

#### ○提出時に必要な情報

- 1 回収する食品等の商品名（名称）
- 2 回収を終了した年月日
- 3 回収した食品等の数量
- 4 回収に至った原因  
自主回収着手報告書の提出後新たに判明した事項等を記載
- 5 再発防止のために講じた措置
- 6 回収した食品等の保管場所及び処分等の方法
- 7 処分等を行う予定時期
- 8 担当者

## 6 自主回収情報の公表

### (1) 公表の目的

自主回収報告制度は、県民等へ情報を迅速に提供し、当該食品等を速やかに回収することが目的の一つとなっています。

県では、条例第23条に基づき、事業者から報告のあった自主回収情報を、ホームページにて提供します。

### (2) 公表の内容

公表する内容は、以下のとおりです。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| 1 | 着手報告書受理年月日      |
| 2 | 報告者氏名及び住所       |
| 3 | 回収する食品等の商品名（名称） |
| 4 | 回収する食品等を特定する情報  |
| 5 | 回収方法等           |
| 6 | 回収理由            |
| 7 | 想定される健康への影響     |

### (3) ホームページへの掲載

自主回収着手報告書を受理後、(2)の内容を速やかに掲載します。

自主回収終了報告書を受理後、掲載内容を削除します。

## 7 自主回収への協力

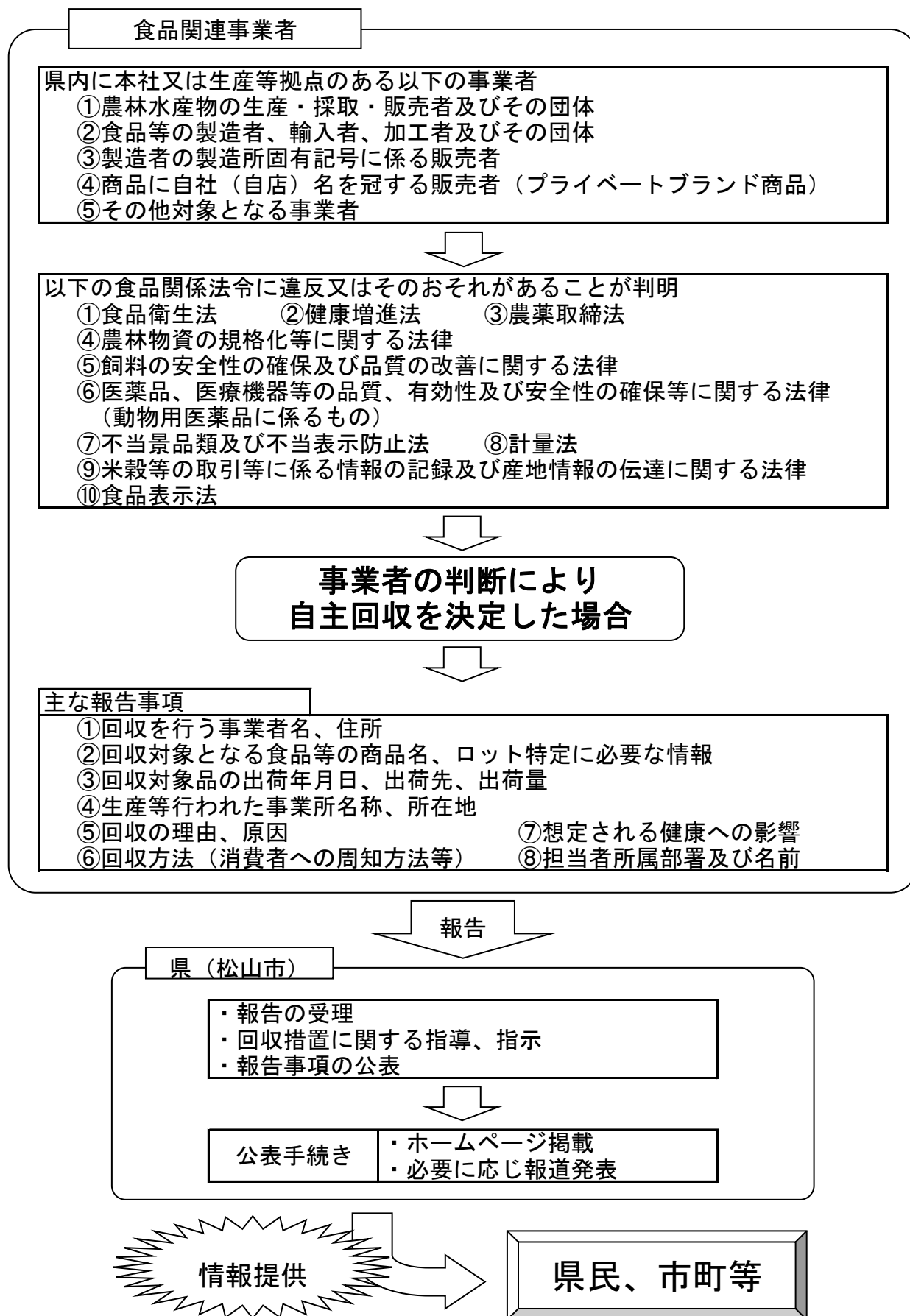
条例第24条において、回収対象となった食品等を取り扱う小売業者等は、円滑かつ確実な回収のために必要な協力をするよう努める旨規定されています。

自主回収の実施に当たっては、回収作業に携わる小売業者等へ速やかに回収情報を提供するなど、回収が円滑に実施されるよう必要な措置を講じてください。



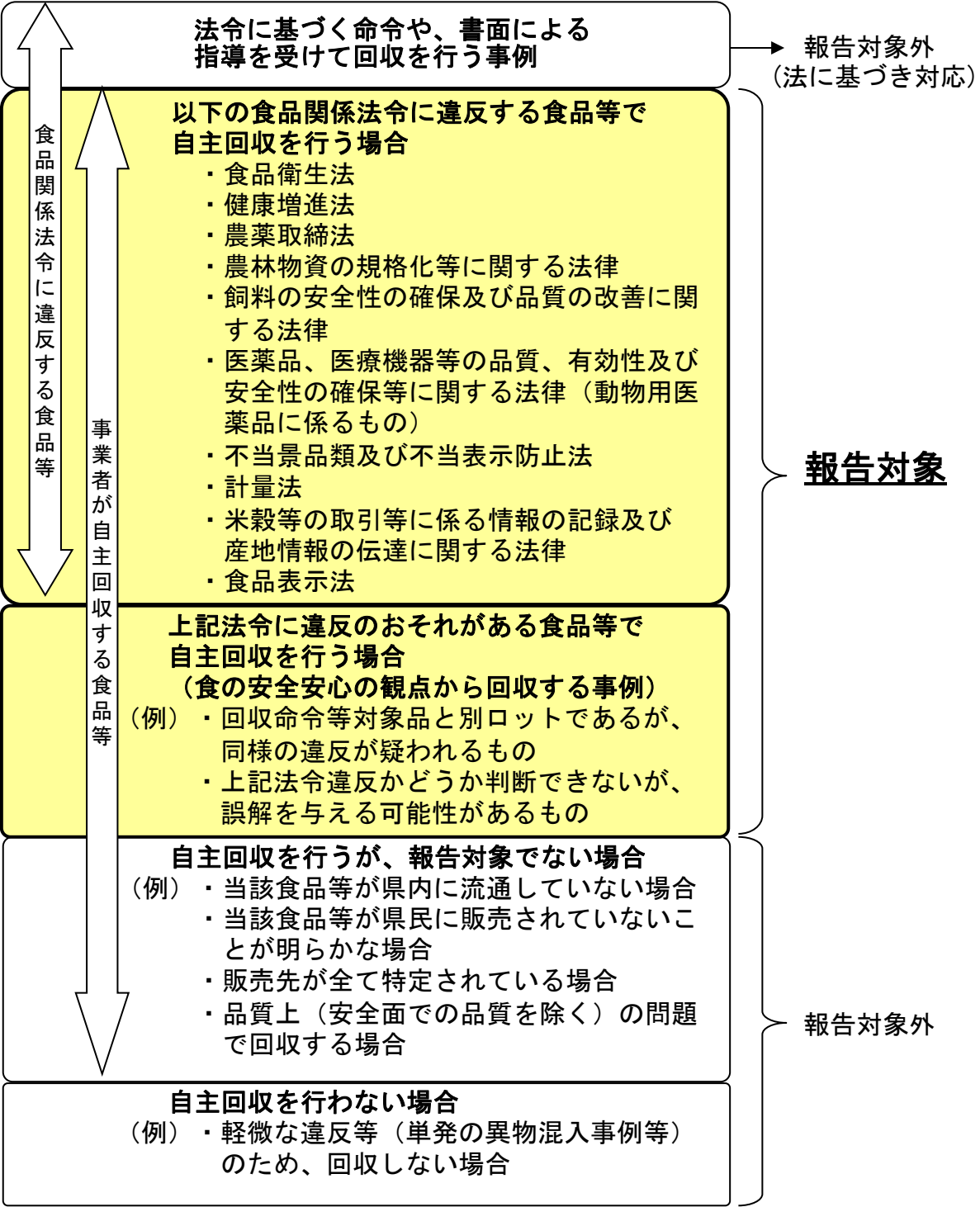
(別添 1)

### 食品等の自主回収報告制度の概要図

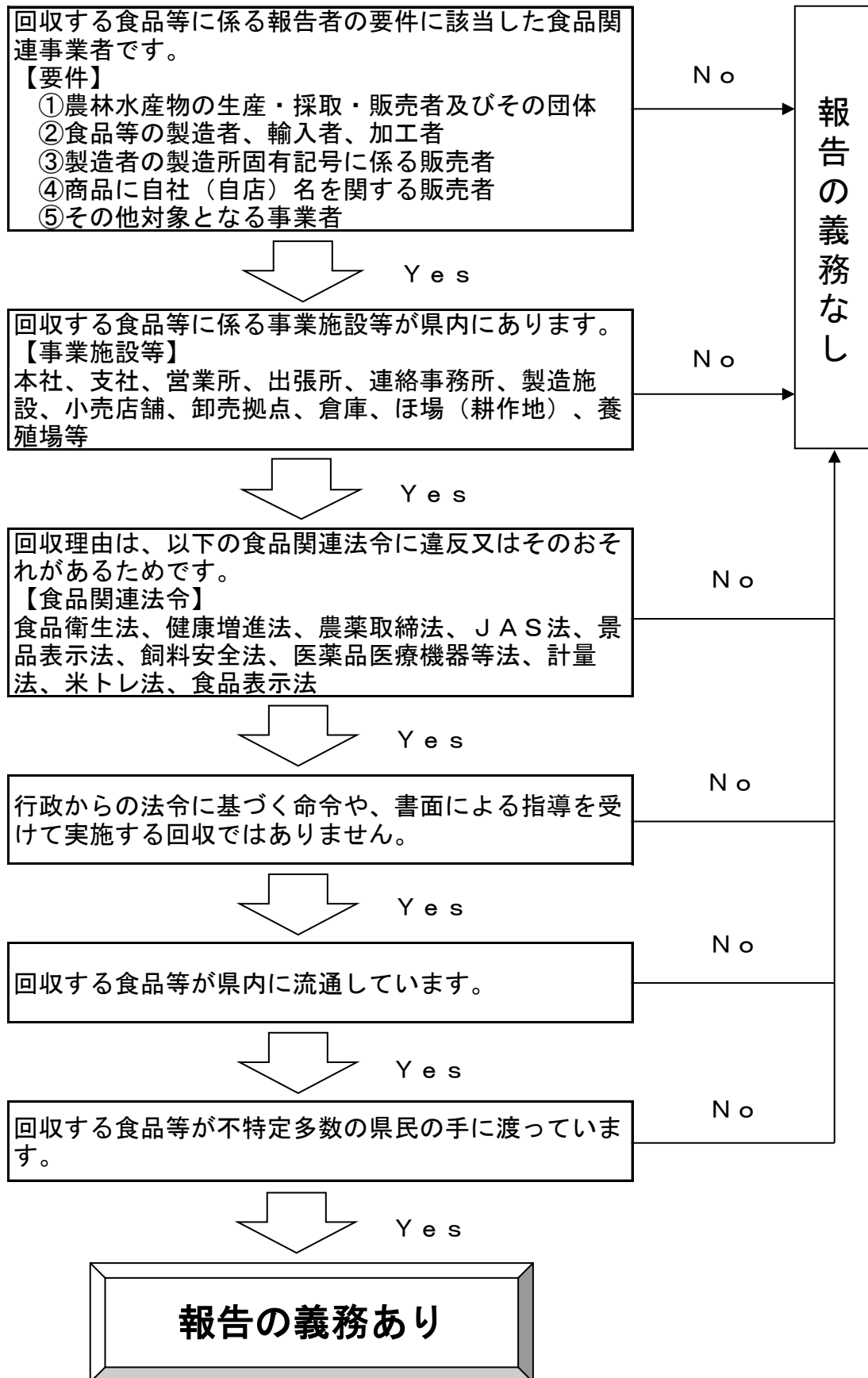


自主回収報告制度の報告対象について

報告対象の基本的な考え方
① <u>食品衛生法等食品関連法令に違反又はそのおそれがある事例</u> （食の安全安心の観点に係る事例）で、 <u>県民に広く回収を呼びかけるもの</u> については、 <u>報告義務あり</u>
② 自主回収対象品が県内に流通していないことが明らかな場合等は、対象から除外



自主回収報告制度に基づく「報告の義務」判断系統図



(別紙)

## 自主回収報告制度に係る報告先一覧

### 1 食品衛生法、食品表示法（主に健康の保護に関するもの）関係

市町名	提出先名称	所在地	電話番号	メールアドレス
四国中央市	四国中央保健所 衛生環境課	四国中央市三島宮川4-6-53	0896-23-3360	shikoku-hoken@pref. ehime. jp
新居浜市、西条市	西条保健所生活衛生課	西条市喜多川796-1	0897-56-1300	tou-skt-eisei@pref. ehime. jp
今治市、上島町	今治保健所生活衛生課	今治市旭町1-4-9	0898-23-2500	ima-skt-eisei@pref. ehime. jp
松山市	松山市保健所 生活衛生課	松山市萱町6-30-5	089-911-1808	hceisei@city. matsuyama. ehime. jp
伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	中予保健所生活衛生課	松山市北持田町132	089-941-1111	chu-skt-eisei@pref. ehime. jp
八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	八幡浜保健所 生活衛生課	八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111	yaw-skt-eisei@pref. ehime. jp
宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	宇和島保健所 生活衛生課	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211	nan-skt-eisei@pref. ehime. jp

### 2 健康増進法、食品表示法（主に健康の増進に関するもの）関係

市町名	提出先名称	所在地	電話番号	メールアドレス
四国中央市	四国中央保健所保健課	四国中央市三島宮川4-6-53	0896-23-3360	shikoku-hoken@pref. ehime. jp
新居浜市、西条市	西条保健所健康増進課	西条市喜多川796-1	0897-56-1300	tou-kenkozosin@pref. ehime. jp
今治市、上島町	今治保健所健康増進課	今治市旭町1-4-9	0898-23-2500	ima-kenkozosin@pref. ehime. jp
松山市	松山市保健所 健康づくり推進課	松山市萱町6-30-5	089-911-1859	shokuiku@city. matsuyama. ehime. jp
伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	中予保健所健康増進課	松山市北持田町132	089-941-1111	chu-kenkozosin@pref. ehime. jp
八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	八幡浜保健所 健康増進課	八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111	yaw-kenkozosin@pref. ehime. jp
宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	宇和島保健所 健康増進課	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211	nan-kenkozosin@pref. ehime. jp

### 3 農薬取締法、農林物資の規格化等に関する法律、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、食品表示法（健康の保護及び増進に関するもの以外（酒類を除く。））関係

市町名	提出先名称	所在地	電話番号	メールアドレス
今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町	東予地方局産業振興課	西条市丹原町池田1611	0898-68-7322	tou-sangyo@pref. ehime. jp
松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	中予地方局産業振興課	松山市北持田町132	089-941-1111	chu-sangyo@pref. ehime. jp
宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	南予地方局産業振興課	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211	nan-sangyo@pref. ehime. jp

### 4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（動物用医薬品に関するもの）関係

市町名	提出先名称	所在地	電話番号	メールアドレス
今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町	東予家畜保健衛生所	西条市氷見乙2025	0897-57-9122	tou-kachiku@pref. ehime. jp
松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	中予家畜保健衛生所	伊予郡松前町昌農内641	089-984-1440	chu-kachiku@pref. ehime. jp
宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	南予家畜保健衛生所	八幡浜市五反田1-18-3	0894-22-0328	nan-kachiku@pref. ehime. jp

### 5 不当景品類及び不当表示防止法関係

市町名	提出先名称	所在地	電話番号	メールアドレス
今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町	東予地方局総務県民課	西条市喜多川796-1	0897-56-1300	tou-soumu@pref. ehime. jp
松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	中予地方局総務県民課	松山市北持田町132	089-941-1111	chu-soumu@pref. ehime. jp
宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	南予地方局総務県民課	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211	nan-soumu@pref. ehime. jp

### 6 計量法関係

市町名	提出先名称	所在地	電話番号	メールアドレス
全市町	計量検定所	松山市三番町8-234	089-947-4001	keiryu-kentei@pref. ehime. jp